

## 議長

農業委員現在数 14 名、出席 13 名、欠席 1 名でございますので会議は成立を致しました。これより令和 3 年度第 1 回青梅市農業委員会を開会致します。次に、日程 2 の議事録署名委員の指名ですが、会議規則第 13 条の規定により議事録署名委員として、第 8 番町田委員さん、第 9 番川口委員さんを指名致しますのでよろしくお願い致します。次に諸報告について事務局から報告願います。

## 事務局

それでは、前回の総会から今日までの日程行事につきましてご報告致します。

4 月 14 日、西多摩地方農業委員会連合会の総会が瑞穂町役場で行われました。加藤会長と事務局長が行ってまいりました。本日、加藤会長はお母様のご葬儀で、お通夜、明日葬儀ということで欠席させていただきます。

## 議長

以上で報告を終わります。次に日程 4 の議案審議に入ります。議案第 1 号「令和 3 年度青梅市農業委員会活動計画」を上程致します。それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

### 議案第 1 号

それでは、議案第 1 号「令和 3 年度青梅市農業委員会活動計画」について御説明致します。それでは、議案 1 ページ及び 2 ページをご覧ください。3 月の全員協議会でご説明したもので、特に修正はありません。別紙の使用行事日程については、一部更新を致しましたのでお目通しください。よろしく御審議お願い致します。

## 議長

事務局の説明は終わりました。本件は、これから 1 年間の委員会活動の計画でございます。各委員さんには、引き続き御協力をお願いしたいと存じます。本件につきまして御質疑ございませんか。

## 議長

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

[挙手13名]

## 議長

挙手13名により、可決されました。よって、議案第1号「令和3年度青梅市農業委員会活動計画」は原案のとおり決定致しました。

## 議長

次に議案第2号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」6件を上程致します。

それでは、整理番号1番について、久保田委員さんの説明をお願いします。

## 委員

整理番号1番

議席番号1番 久保田正寿です。

申請人及び住所、地番、氏名

本件につきましては昨年10月26日の、この会議におきまして既に一度取り上げた案件でございます。協議上、持ち分が設定されているということから、今回残る持ち分が対象とするような形となります。

調査につきましては、4月14日申請者本人立会いの下、事務局、職員2名と現地調査を行いました。申請地は4件ありますが、上の段2段と下の2段が区画上では、道を挟んでそれぞれ1段となっています。

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

この一団には主に梅が植林されておりまして、一部にジャガイモ、エ

シャレットが栽培されています。

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

この2筆については、タラの木、エンドウ、ジャガイモが栽培されておりました。全体的に畑として問題なく管理されておりました。

## 議長

整理番号2番について、八木委員さんの説明をお願いします。

## 委員

整理番号2番

調査結果 議席番号3番 八木克己です。

申請人及び住所、地番、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

上の3筆が、一段の畑になっております。この畑には、ネギ、ジャガイモ、ノラボウ等が植えてあり、草むらはきれいに管理されておりました。

特例適用所在地

地番、登記上、面積

こちらには里芋、今後、サツマイモを植える場所だということで、ほぼきれいにされておりました。全て問題なく管理されておりましたので、よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号3番について、梅田委員さんの説明をお願いします。

## 委員

整理番号3番

調査結果 議席番号7番 梅田幸次です。

4月15日、本人立会いの下、事務局と現地調査を行いました。

申請人住所氏名、地番

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

この畑には果樹はさくらんぼ、柿などが栽培され、耕うんしてある部分は、トウモロコシ、スイカを予定しているということです。

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

畑の周囲には、直売所に卸す切り花のアイリスが植わっていきまして、畑の中には有機類のエレファントガーリック、ジャガイモが栽培され、中央部にはサツマイモ等がありました。

耕うんしてある半分のところにはトマトを予定しているということでしたので、全体的に畑として問題なく管理されていると思います。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号4番について、鈴木委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号13番 鈴木清です。

整理番号4番につきまして4月14日事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所氏名、地番

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

現在はネギ、キャベツ、タマネギ、ジャガイモ等が栽培されています。まだ作付けされていない部分もありましたが、作付けに向けて良好に管理されておりました。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号5番6番について鈴木信義委員さん説明をお願いします。

## 委員

推進委員 鈴木信義です。

4月15日現地調査を行いました。

整理番号5番

申請人住所氏名、地番

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番 は、道路を挟んで自宅前にある畑です。そこには、ジャガイモ、小麦、ネギが栽培されています。空いている所には今後、里芋、サツマイモ、スイカを栽培する予定です。

地番 は、若草小学校の北側にある畑です。耕うんされている状態ですが、今後ダイコン、サツマイモ、ホウレンソウを栽培する予定です。

地番 平松緑地の北側にある畑です。それぞれ休ませている状態でしたが、今後、サツマイモ、オクラを栽培されるとのことです。

整理番号6番

申請人住所氏名、地番

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番 はサツマイモ、地番 には露地野菜を栽培されるとのことです。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

以上で担当委員さんの説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

## 質疑 1

整理番号 3 番の面積が 2 つとも同じなのですが間違いないですか？

## 事務局

間違いないです。

## 議長

他に御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

## 議長

挙手 13 名により、可決されました。よって、議案第 2 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」6 件は原案のとおり証明することに決定致しました。

## 議長

次に、議案第 3 号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての照明願について」2 件をご説明致します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは、議案第 3 号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」2 件を御説明申し上げます。議案の 6 ページを御覧ください。

整理番号 1 番

《証明申請者、主たる従事者、買い取り申出生産緑地を読み上げ》

農地所有者の さんが令和2年4月27日に死亡されたため、  
相続人である さんが生産緑地の買い取り申出を行うにあたって、  
生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者に該当するかの  
証明願いが行われたものでございます。

現地調査でございますが、4月16日に町田委員さんで行いまして、  
主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

次に、整理番号2番  
《証明申請者、主たる従事者、買い取り申出生産緑地を読み上げ》

農地所有者の さんが平成29年5月12日に死亡されたため、  
相続人である さんが生産緑地の買い取り申出を行うにあたって、  
生産緑地法第10条の規定にもとづき、農業の主たる従事者に該当する  
かの証明願いが行われたものでございます。

現地調査でございますが、4月14日に鈴木清委員さんで行いまして、  
証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、町田委員さんの補足説明は何かございますか。

## 委員

議席番号8番町田です。事務局の方が言われた通りです。

管理については正常な管理がされておりました。以上でございます。よろしく御  
審議お願いします。

## 議長

整理番号1番について鈴木清さんのご説明お聞かせください。

## 委員

議席番号13番の鈴木です。

ここに書いてある通り平成29年5月に亡くなられてから4年近くも閉鎖されております。管理者がいなくて雑草が生い茂って全く管理されていないという状況です。昨年の恒例のことながら、管理不十分の地として指摘されておりまして、何度かお会いしに行ったのですが連絡が結局取れないまま、私としても亡くなっていることも存じ上げないでございました。そういう状況ですので、時間かかっておりまして、主たる従事者として証明するのも私としては難しいなと思っている所です。

## 議長

事務局の方では、申請者とはお会いになっているのですか？

## 事務局

申請者の方とはお会いしています。

## 議長

そちらからもお話を聞いてご判断いただくしかないかなと。

耕作する意思はあるのですか？

## 事務局

もう無いです。買取り申し出後、売却をする予定です。

## 議長

その他に何かご質問等ありますか。

## 委員会

亡くなっていることはわかっていたのですか？

## 事務局

把握しておりませんでした。



## 議長

どのように判断をすればいいのでしょうか。4年近くも経っているので証明するのが難しいですね。

## 事務局

申請者からの聞き取りも足りてなかったなので、聞き取りを行い、事務局で主たる従事者であったかどうかを判定できる資料をさらに調べて、当時の航空写真やその時やっていることがわかる資料等、何か追加の材料があればまた来月諮ります。

## 議長

整理番号1番について賛成の方は挙手をお願いします。

[挙手13名]

整理番号2番について賛成の方は挙手をお願いします。

[挙手0名]

## 議長

議案第3号議案につきましては、整理番号1番は可決。整理番号2番は否決ということで事務局の方で対応の方をお願いします。

次に議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件を上程致します。それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件を御説明いたします。議案の7ページを御覧ください。

整理番号1番

こちらは、譲渡人の                      さんから、譲受人の                      さんへの売買契約でございます。

《譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名職業耕作面積世帯員、申請地、譲受人理由を

読み上げ》

本案件について、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第4号 別紙1》の調査書を御覧ください。

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第2項第2号および第3号については、適用致しません。

次に第2項第4号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその世帯員等は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

次に第2項第5号。許可することにあたっては、青梅市においては、譲受人および世帯員等がすでに所有する農地と所有権移転する農地の面積の合計が30アール(3,000㎡)以上であることが求められます。本案件については、譲受人およびその世帯員等が耕作の事業に供すべき農地は、合計30アールを超えておりますので、不許可事項には該当致しません。

次に第2項第6号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。

最後に第2項第7号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。本案件については、

レモン等の果樹栽培を行う計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

以上のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

なお、現地調査でございますが、4月16日に川鍋委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番につきまして、川鍋委員さんの補足説明は何かございますか。

## 委員会

議席番号2番川鍋です。

4月16日、代理人と事務局立会いの下、現地調査をしてまいりました。

まず購入者なのですが、前回3月の農業委員会の時に説明させていただきましたが、レモンを栽培するとのことで、まだその土地が足りないので、今回また見つけて、そちらの土地の購入の申請です。この土地は山の方に入ったところで、私の記憶ですとここ数年耕作されていない土地であったと思います。ただし草刈りは丁寧にされておりましてキレイにされている土地でした。特に問題がある土地ではなく、近辺も耕作されていない土地がありまして、可能ならそこも借りたいというような話を代理人よりお聞きしております。

特に問題はないと思われますので、よろしくご検討をお願いいたします。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

## 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手13名]

## 議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件は原案のとおり承認することに決定致しました。

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、3件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、8件で2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、12件で3ページから4ページに記載されたとおりです。

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

## 議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後3時55分から開会いたします。